

和歌山県福祉のまちづくり

条例施行規則の改正概要

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則改正の概要（主なもの）

（１）対象施設（特定施設）の範囲の拡大（主なもの）

①全ての施設を対象

- ・病院等（現行：有床）、コンビニ、薬局（現行：500㎡以上）
- ・冠婚葬祭施設、劇場・映画館等、展示場等（現行：1,000㎡以上）

②500㎡→200㎡以上

- ・物品販売店舗（スーパー等）、サービス業の店舗（クリーニング、理・美容店等）、飲食店 など

③1,000㎡→500㎡以上

- ・ホテル・旅館、遊技場等、公衆浴場

（２）整備基準の見直し（主なもの）

(1) 子育て支援設備の拡充

①授乳場所に関する基準（新規規定）

- ・病院、図書館、官公庁舎、物品販売店舗等の多数が利用する施設（5,000㎡以上）

②トイレにベビーベッド等の設置（新規規定）

- ・病院、図書館、官公庁舎、物品販売店舗等の多数が利用する施設（1,000㎡以上）、公園

(2) オストメイト対応設備の設置（新規規定）

- ・病院、図書館、官公庁舎、物品販売店舗等の多数が利用する施設（10,000㎡以上）、公共交通機関（1日5,000人以上）

※ オストメイト対応設備とは、人工肛門又は人工ぼうこうを増設した方（オストメイト）のための洗浄設備等をいう。

(3) 車いす使用者用駐車区画（見直し）

- ・現行1以上 → 駐車台数に応じて必要数を設定

(4) 緊急時の避難設備

- ・自動火災報知設備 聴覚障害者対応 → 聴覚・視覚障害者の両方対応
- ・防火戸 車いす使用者対応（新規規定）

(5) 小規模施設に係る基準の特例（新規規定）

- ・今回の対象施設の拡大により対象となった小規模施設（200㎡未満）について、一部の規定において一定の配慮（緩和基準）を行う。

(6) 道路（歩道）、公園、公共交通機関

- ・バリアフリーを一層促進するため、規定の見直しを行う。

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の改正概要

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則を改正し、

平成18年10月1日から施行します。

I 改正の趣旨

障害者、高齢者等の行動や社会参加を阻んでいる障壁（バリア）を取り除き、誰もが地域社会で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、平成8年10月に「和歌山県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

条例制定後約9年が経過しましたが、この間、少子・高齢化の進展、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の普及など、福祉のまちづくりを取り巻く状況が大きく変化しています。

また、国においては、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」の制定、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」の改正など、関連法令の整備が行われたところです。

このような社会情勢の変化を踏まえ、障害者や高齢者等が暮らしやすいまちづくりは全ての人々にとっても暮らしやすいまちづくりという理念のもと、対象施設や整備基準等の規則の見直しを行いました。

II 改正の内容

県民の日常生活に密着したより身近な施設のバリアフリー化を促進するため、対象施設（特定施設）の範囲の見直しを行いました。

また、子育て支援設備やオストメイト対応設備の整備に関する基準を新たに規定するとともに、車いす使用者用駐車区画、道路や公園等に関する整備基準を見直しました。

主な改正内容は次のとおりです。

1. 対象施設の範囲の拡大（規則別表第1関係）

(1) より身近な小規模施設等について、特定施設の範囲を拡大しました。

特定施設の範囲の拡大（見直し対象施設一覧表）については別添のとおり

(2) ハートビル法との整合を図り、以下の施設を特定施設として明記しました。

- ・自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

※特定施設

- ・病院、学校、官公庁舎、スーパー、ホテル、レストランなど多数が利用する施設（公共的施設）のうち、規則で定める一定規模以上の施設を特定施設といたします。
- ・特定施設の新築や増改築等の際には、バリアフリーに関する整備基準への適合及び事前の届出義務があります。

特定施設の範囲の拡大（見直し対象施設一覧表）

用 途	改正前	改正後
病院等（入院施設があるもの）	全て	全て
病院等（入院施設がないもの）	対象外	
百貨店等（コンビニエンスストア、薬局）	500㎡以上	全て
百貨店等（上記以外）		200㎡以上
飲食店等	500㎡以上	200㎡以上
サービス業を営む店舗（クリーニング店、理容店、美容院、質屋、旅行代理店等）	500㎡以上	200㎡以上
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設	500㎡以上 （注1）	200㎡以上
ホテル等	1,000㎡以上	500㎡以上
冠婚葬祭施設	1,000㎡以上	全て

展示場等	1,000㎡以上	全て
劇場・映画館等	1,000㎡以上	全て
遊技場等		500㎡以上
体育館等	1,000㎡以上	全て
公衆浴場	1,000㎡以上	500㎡以上
事務所、営業所、工場	5,000㎡以上	3,000㎡以上
共同住宅	51戸以上/1棟	2,000㎡以上又は 51戸以上/1棟

注1 改正前は、サービス業を営む店舗として取り扱い。

注2 「用途」の詳細説明

- ※①病院等…病院、診療所及び助産所 ②百貨店等…百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ③飲食店等…飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類する施設
- ④ホテル等…ホテル、旅館その他これらに類する施設 ⑤展示場等…展示場その他これらに類する施設 ⑥劇場・映画館等…劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設
- ⑦遊技場等…遊技場、カラオケボックス、ダンスホールその他これらに類する施設
- ⑧体育館等…体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場、スポーツ練習場その他これらに類する施設

2. 整備基準の見直し（規則別表第2関係）

2-1 建築物

(1) 授乳場所等に関する基準を次のとおり見直しました。

- 休憩場所、授乳及びおむつ交換場所（授乳場所）の対象施設の拡大
 - ・図書館・博物館等、集会場等、百貨店等、展示場等、劇場・映画館等及び体育館等の5,000㎡以上 → 病院等、官公庁舎、飲食店等を追加します。
- 授乳場所に関する基準（新規規定）
 - ・授乳いす、乳幼児ベッドの設置、洗面器又は流し台の設置
 - ・壁等により外部から見通しができないものとする

(2) トイレに関する基準を次のとおり見直しました。

① 子育て支援設備に関する基準を新たに規定しました。

- 1カ所以上（男子用・女子用の区分がある場合はそれぞれ1以上）のトイレ（新規規定）
 - 対象施設：病院等、図書館・博物館等、集会場等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び体育館等の1,000㎡以上、公園
 - 内 容：ベビチェア、乳幼児ベッドの設置

② オストメイト対応設備に関する基準を新たに規定しました。

- 1カ所以上（男子用・女子用の区分がある場合はそれぞれ1以上）のトイレ（新規規定）
 - 対象施設：病院等、図書館・博物館等、集会場等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び体育館等の10,000㎡以上、公共交通機関（1日の乗降客数5,000人以上）
 - 内 容：フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚等の設置

※ オストメイト対応設備とは、人工肛門又は人工ぼうこうを造設した方（オストメイト）のための洗浄設備等をいいます。

- (3) 車いす使用者用駐車区画について、次のとおり見直しました。（公園に駐車場を設ける場合及び建築物以外の駐車場についても同様）

●必要数

【 改正前 】

- 車いす使用者用駐車区画を1以上設けること。

【 改正後 】

- 全体の駐車台数に応じ、次のとおり車いす使用者用駐車区画を設けること。
- ・全駐車台数200台以下の場合…全駐車台数の2%以上
 - ・全駐車台数200台超の場合…全駐車台数の1%に2を加えた台数以上

●車いす使用者用駐車区画の表示

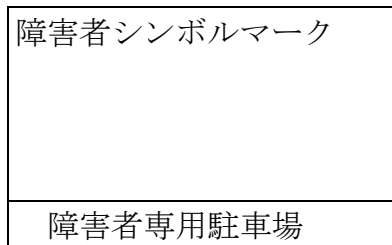
【 改正前 】

- 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。

【 改正後 】

- 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。ただし、全体の駐車台数が5台未満の場合はこの限りでない。
- ・車いす使用者用駐車区画の床面への障害者シンボルマークの塗装表示
 - ・立札による車いす使用者用駐車区画の表示

《 立札による表示例 》



- (4) エレベーターについて、次の基準を新たに規定しました。

- エレベーターに閉じこめられた場合に備え、かご内に聴覚障害者に配慮した応答灯等の装置の設置（非常時の対応）（新規規定）

《 応答灯の表示例 》

非常の際には押し続けてください。係員が応答すると、ランプが点灯します。

(5) 既存施設の増改築等における整備基準の適用範囲を明確化しました。

- 増改築等の場合においては、ハートビル法における取扱い等を踏まえ、増改築等の部分の他、次の既存部分等に整備基準を適用します。
 - ・ 道路等から増改築等の部分へ至るまでの1以上の経路（出入口、廊下、敷地内通路等）
 - ・ 車いす使用者用便房
 - ・ 増改築等の部分から車いす使用者用便房へ至るまでの1以上の経路（出入口、廊下、敷地内通路等）
 - ・ 駐車場
 - ・ 車いす使用者用駐車区画から増改築等の部分へ至るまでの1以上の経路（出入口、廊下、敷地内通路等）

(6) 緊急時の避難設備に関する規定を次のとおり見直しました。

- 対象施設の拡充
 - ・ 病院等、百貨店等、ホテル等 → 劇場・映画館等、集会場等を追加します。
- 自動火災報知設備
 - ・ 聴覚障害者に配慮した光等による非常警報装置
 - 点滅機能及び音声誘導機能装置（避難口誘導灯）
- 防火戸のくぐり戸に関する基準（新規規定）
 - ・ 出入口の幅は、80cm以上とすること。
 - ・ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと

(7) 特定施設の範囲拡大により新たに対象となった 200 m²未満（既存施設の増改築等における(5)の既存部分等に限り 500 m²未満)の小規模施設については、一部の規定において、整備基準の適合が困難な場合に限り若干緩やかな基準を適用できるものとししました。

- 車いす使用者用便房 → 手すり付き洋式便房とすることができる。
 - ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・戸は内開き戸としないこと
- 傾斜路又は昇降機の設置 → 次のいずれかのものとすることができる。
 - ・可動式の傾斜路を設けること
 - ・常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認できるようにすること
 - ・常時勤務する者と通話できる機能を有する設備を設けること
- 点字ブロックの敷設 → 次のいずれかのものとすることができる。
 - ・道路等から常時勤務する者と通話できる機能を有する設備まで容易に到達できるようにすること
 - ・道路等から主要な出入口までの経路を、常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認できるようにすること

(8) その他

①敷地内の通路の傾斜路等の設置の例外（ハートビル法の規定との整合性）

- 地形の特殊性により、道等から出入口までの傾斜路等の設置が困難な場合
 - ・「道等」 → 「車寄せ」とする

②点字ブロックの敷設の例外

- 共同住宅及び自動車車庫
 - 共同住宅、自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物
 - ※自動車教習所等を想定

2-2 道路

(1) 道路（歩道）に関する基準を次のとおり見直しました。

- セミフラット形式を基本とすること（新規規定）
- 縦断勾配：8%以下
→5%以下（沿道の状況等によりやむを得ない場合は8%以下）
- 横断勾配：2%を標準（透水性舗装を行った場合は1%以下）（新規規定）
- 横断歩道等に接続する歩道と車道の段差：2cmを標準（新規規定）

2-3 公園

(1) 公園に関する基準を次のとおり見直しました。

①出入口

- 車止めさくを設ける場合は、標準90cmの間隔で設置し、その前後に、150cm以上の水平部分の設置（新規規定）

②園路

- 有効幅員が180cm未満の場合は、すれ違い箇所の適宜設置（新規規定）
- 縦断勾配：8%以下→4%以下（特別の理由によりやむを得ない場合は8%以下）
- 横断勾配は水勾配程度とし、可能な限り水平（新規規定）

③階段

- 有効幅員は、1.2m以上（新規規定）
- 階段の寸法は、けあげ15cm以下、踏面35cm以上、けこみ2cm以下とし、同一階段では各寸法は一定（新規規定）
- 階段の終始部分及び高さ2.5m以下ごとに、水平部分（踊り場）を設け、その奥行きは1.2m以上確保（新規規定）

④ベンチ

- ベンチは、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること（新規規定）

2-4 公共交通機関

(1) 公共交通機関に関する基準について、次のとおり見直しました。

①案内設備等

- 車両等の運行に関する情報（文字等及び音声）提供設備の設置。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。
（新規規定）
- 昇降機、便所又は乗車券等販売所を表示した標識の掲示（新規規定）
- 出入口又は改札口付近への案内板等の設置。ただし、それらの設備等の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。（新規規定）
 - ・ 旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備

②階段

- 手すりの起点及び終点には、点字で階数等を表示（新規規定）
- 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

③乗客乗降場（プラットフォーム）

- プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きくなるときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。（新規規定）
- プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らにすること。（新規規定）
- プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。（新規規定）
- 排水のための横断勾配は、1%を標準。ただし、ホームドア又は可動式ホーム柵を設けた場合は、この限りでない。（新規規定）
- 列車の接近を警告するための設備の設置（文字等及び音声）。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。（新規規定）
- 列車に車いす使用者が利用することができる部分を設ける場合は、当該部分に通ずる旅客用乗降口の位置をプラットフォーム上に表示。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。（新規規定）

④券売機

- 券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、障害者、高齢者の円滑な利用に適した構造。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。（新規規定）

設計マニュアルに盛り込む事項等について

○：誘導基準（努力義務）

※：配慮すべき事項

1. トイレ

(1) 車いす使用者用便房の設置

○ 多数が利用する便所を設ける場合は、各階に1以上車いす使用者用便房（男子用及び女子用の区別のある場合はそれぞれ1以上）を設ける。（新規）

※ 複数の車いす使用者用便房を設ける場合は、左利きと右利きの使い勝手に応じた設備の配置や、設備の異なる機能を分散したりする工夫を行う。（新規）

※ 異性による介助を行う場合にも利用できるような配置に配慮する。（新規）

(2) 多目的トイレ（大人用介護ベッド）

○ 病院等、図書館・博物館等、集会場等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び体育館等（10,000㎡未満のものを除く。）の建築物内の1以上（男子用及び女子用の区別のある場合はそれぞれ1以上）の便房には、長さ1.2m以上の大人のおむつの交換をすることができるベッドを設ける。（新規）

(3) 便器

- 便器に前向きにまたがって利用する場合も考慮してその妨げになる器具等がないように配慮する。(新規)
- 便座の横に機器の操作部分が設けられたものは、車いす使用者の移乗の支障となる場合があるため、壁面に配置する。(新規)
- ※ 身体状況や利き腕の違いにより、便座への移乗動作など、利用形態が様々であることに配慮する。(新規)
- ※ 便器については、一般の卵型形状のものが汎用性があるが、便器に前向きにまたがって利用する場合等には、細長い形状のものが有効である。(新規)

(4) 案内表示

- 建物内の適所に車いす使用者用便房の位置を案内表示する。(新規)
- ※ 視覚障害者にトイレの位置、男女の別などを知らせるために、音声案内が望ましい。(新規)

(5) 設備、備品等

- ※ 聴覚障害者の使用に配慮し、便房の戸に使用中か否かの表示装置の設置を行うことが望ましい。(新規)
- ※ 防犯上の安全性を確保するため、便所の周囲に照明設備を設け、また、便所内に警報装置を設置するよう配慮する。(新規)

2. 車いす使用者用駐車区画

(1) ゼブラゾーン

※ 車体の両側に、140cm以上のゼブラゾーンを設けることが望ましい。（新規）

(2) 案内表示

※ 車いす使用者用駐車区画であることを明確にするため、車体用スペースに原則として青色によるカラー塗装を行い、白色による障害者シンボルマークを塗装表示する。（新規）

3. エレベーター

(1) 連絡先の表示

※ エレベーターに閉じこめられた場合に備え、かご内に非常時の連絡先（電話、メールアドレス）などを表示する。（新規）

(2) ガラス窓（扉）

○ 扉は、防災対策上可能な場合、ガラス窓付きのものとする。窓の下端の高さは、床面から50cm程度とする。（100cm→50cm）

4. 緊急時の避難設備

(1) 避難誘導設備

※ 聴覚障害者に配慮して、光や電光文字表示装置等による誘導を行う。（新規）

※ 煙を避けるため低姿勢等になっても、避難する方向が分かるように非常口誘導灯などを設ける。（新規）

(2) 一時避難スペース

※ 車いす使用者等は、階段を利用して避難することが困難なため、安全に救助を待つための一時避難スペースを、階段の踊り場、階段に隣接したバルコニー等の安全な場所にできる限り設ける。（新規）

5. 廊下、階段等

(1) 廊下等

※ 照明は、通行に支障がない明るさが確保できるよう配慮する。（新規）

※ その他の施設についても、手すりを設けることが望ましい。（新規：病院等、身体障害者更生援護施設等は現行の整備基準に規定）

※ 手すりは、できる限り廊下等の両側に連続して設ける。（新規）

(2) 階段

○ 手すりの起点及び終点には、点字で階数等を表示する。（配慮事項→誘導基準）

(3) 案内設備

※ 線状ブロック・点状ブロック、案内板、音声や光による誘導が効果的に組み合わせるよう配慮する。（新規）

○ 病院等、官公庁舎、銀行、農業協同組合その他の金融機関の店舗のうち、受付等において呼出を行う施設は、文字による表示装置等を設ける。（新規）

※ 聴覚障害者とのコミュニケーションの手助けとして、筆談ボード等の筆談ができる備品の常備などの配慮が望ましい。（新規）

(4) 集団補聴設備

- 集会場等、劇場・映画館等においては、磁気ループ等の集団補聴設備を設けた客席を設ける。（新規）

*磁気ループ

- ・マイクからの音声信号を、ループアンプから床面に敷設したループアンテナに流してループに電磁波を発生させ、補聴器の磁気誘導コイルで受信して聴くシステム。補聴器のスイッチを、「T（又はMT）」に切り替えると、マイクの音声だけが補聴器に入るので、会場内の騒音に影響されずに聞き取ることができる。可搬式のものもある。

*赤外線補聴システム

- ・マイクからの音声を赤外線送信機により赤外線に変換して放射し、専用の赤外線受信機を通して聞くシステム。受信機はヘッドホン又は補聴器に接続する。

(5) 現金自動預払機等（公共交通機関を除く。）

- 現金自動預払機、現金自動支払機及び券売機を設ける場合は、そのうち1以上は車いす使用者や視覚障害者等が円滑に利用できるものとする。（新規）
- ・金銭投入口及び操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できる高さ等に配慮したものとする。
 - ・点字による表示を行う。
- ※ 故障時等の連絡先を電話及びメールアドレスで表示するなど、聴覚障害者及び視覚障害者に配慮する。（新規）

(6) 客室

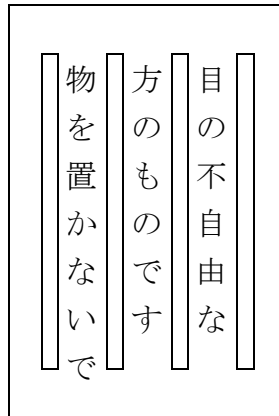
- ホテル等の客室のうち、客室総数が200以下の場合は2%、200を超える場合は1%+2以上の車いす使用者が円滑に利用できる客室を設ける。（新規）

6. 道路（歩道）

○ 排水溝のふたとして、グレーチングを使用する場合は、杖使用者に配慮して、隙間の小さな細目（1cm以下）を採用する。（2cm→1cm、建築物の敷地内通路も同様）

※ 線状ブロック等には、商品のせりだしや自転車の放置を防ぐため、PRシートの貼り付けを行うことが望ましい。（新規）

《 PRシート 》



7. 公園

(1) 出入口

※ 車止めさくを設ける場合は、点状ブロック等設置するなど、視覚障害者の利用の支障とならないよう配慮する。（新規）